

重点番号23:地震防災緊急事業五箇年計画について他計画での代替を可能とすること並びに計画策定手続及び進捗管理の簡素化(兵庫県)

# 地震防災緊急事業五箇年計画の策定手続 及び進捗管理の簡素化

令和4年7月  
兵庫県・全国知事会

# 地震防災緊急事業五箇年計画

◆都道府県知事が策定する五箇年の計画。兵庫県では令和3年度～7年度を第6次として策定。

◆緊急的に整備すべき施設等を本計画に記載することで、対象事業(福祉施設・学校整備等に限る)の一部で補助率のかさ上げが認められる場合がある。

## [地震防災対策特別措置法]

(地震防災緊急事業五箇年計画の作成等)

第二条 都道府県知事は、(中略)**都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するもの**について平成八年度以降の年度を初年度とする**五箇年間の計画を作成することができる。**  
※五箇年計画(策定任意)の内容は地域防災計画(策定義務)に包含

2 都道府県知事は、地震防災緊急事業五箇年計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、地震防災緊急事業五箇年計画を作成しようとするときは、**あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。**この場合において、**内閣総理大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長の意見を聴かなければならない。**(以下略)  
※関係省庁の意見を聴くのは内閣総理大臣

(地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等)

第四条 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、別表第一に掲げるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。(以下略)

# 計画の内容

## 【総括編】

- 1 目的
- 2 想定される地震被害
- 3 地震防災対策の実施に関する目標
- 4 総括表

## 【施設別編】 ※右事例参照

### 1 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

### 2 五箇年計画への計上の考え方

### 3 整備計画

#### a 年次計画

#### b 個別計画

- ・事業名
- ・事業主体
- ・事業量
- ・概算事業費
- ・実施予定年度
- ・所管省庁名
- ・実施目標との関係

## 【兵庫県計画(施設別編)の例】

### 【施設別編】

#### 11号 公的建造物

#### 1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

地震等の大規模な災害が発生した場合においても災害対策の拠点となる施設等の安全性を確保し、被害の軽減及び住民の安全を確保できるような防災機能の向上を図る。そのため、耐震性がない、又は耐震診断を行っていない公的建造物については、耐震化又は耐震診断を行うこととする。

#### 2. 五箇年計画への計上の考え方

公的建造物の耐震化については、経過年数や老朽度等を勘案し、地震による倒壊の危険性が高い消防庁分1施設、文部科学省分11施設から優先的に耐震化又は耐震診断等整備を行うものとする。

#### 3. 整備計画

##### (1) 年次計画

施設分類	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
消防庁舎	1 ●					1箇所
社会体育施設	1 ●	1 ●	1 ●			11箇所
		1 ●		1 ●		
		1 ●			1 ●	
	1 ●	1 ●				
概算事業費 (百万円)	34	78	107	1,332	22	1,573

##### (2) 個別計画

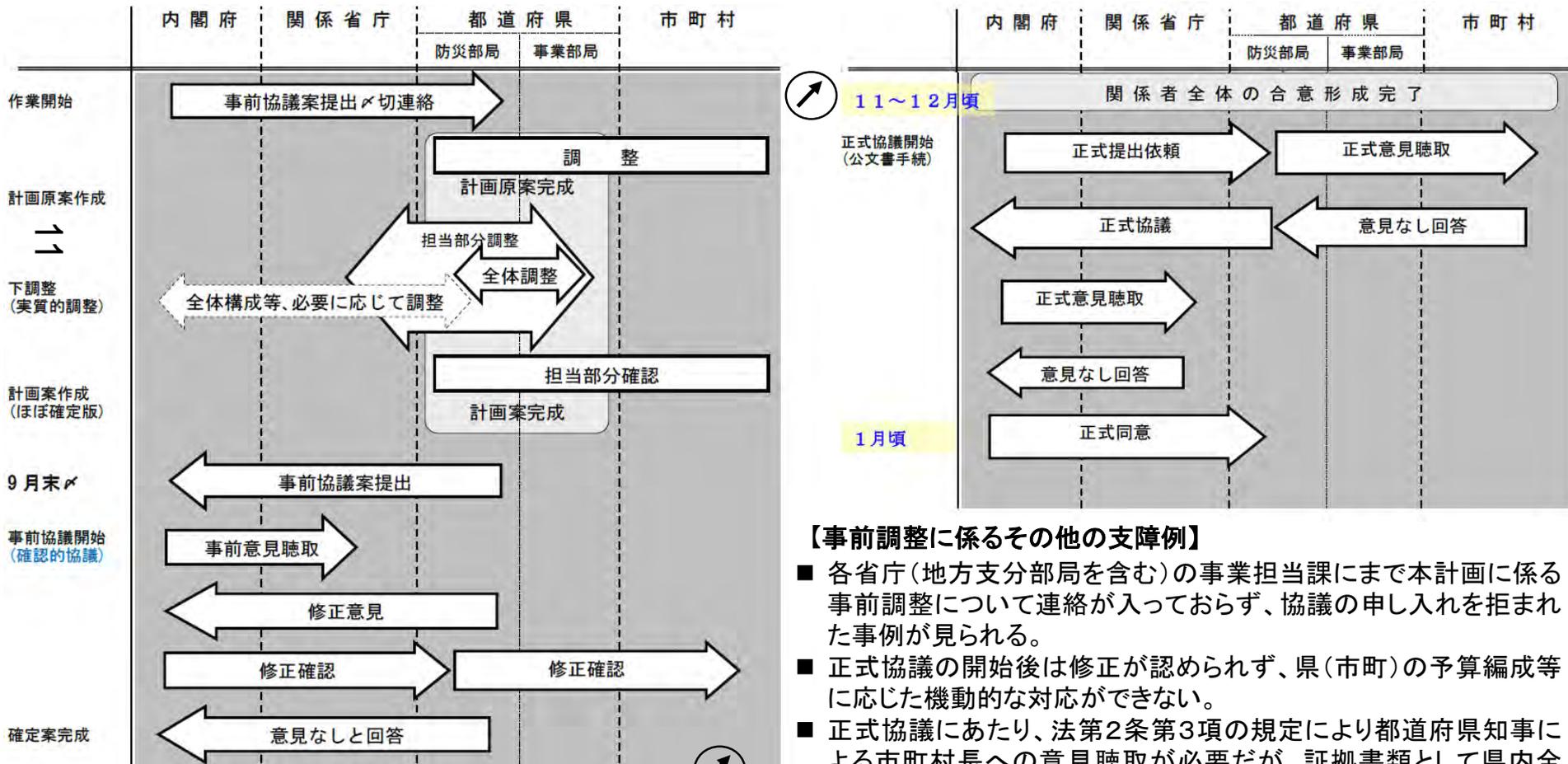
事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定 年度	所管省庁	実施目標 との関係
明石市	公共施設等耐震化事業	1	1,402	R3~R6	消防庁	-
西脇市	公立学校施設整備事業	1	未定	R5~R6	文部科学省	-
西脇市	公立学校施設整備事業	1	未定	R4~R5	文部科学省	-
加西市	公立学校施設整備事業	1	64	R3~R5	文部科学省	-
淡路市	公立学校施設整備事業	1	30	R6	文部科学省	-
淡路市	公立学校施設整備事業	1	22	R7	文部科学省	-
加東市	公立学校施設整備事業	1	未定	R3~R5	文部科学省	-
宍粟市	公立学校施設整備事業	4	未定	R4~R6	文部科学省	-
香美町	公立学校施設整備事業	1	55	R4~R5	文部科学省	-

# 支障①: 関係省庁との事前調整等が負担

◆ 計画策定にあたり、**計画に記載する全事業※**について、個別省庁との下調整→内閣府と事前協議→内閣府と正式協議→同意の手順が求められ、労力を要している。

※ **補助率の嵩上げ対象外の事業も含む**。実際に補助率の嵩上げが認められるかは計画策定後の個別協議に委ねられ、計画の作成及び事業の記載が、**必ずしも嵩上げには直結していない**。

【協議等に要する期間】 計画原案作成・下調整: 2ヶ月程度、事前協議: 2~3ヶ月程度、正式協議: 2ヶ月程度



## 【事前調整に係るその他の支障例】

- 各省庁(地方支分部局を含む)の事業担当課にまで本計画に係る事前調整について連絡が入っておらず、協議の申し入れを拒まれた事例が見られる。
- 正式協議の開始後は修正が認められず、県(市町)の予算編成等に応じた機動的な対応ができない。
- 正式協議にあたり、法第2条第3項の規定により都道府県知事による市町村長への意見聴取が必要だが、証拠書類として県内全市町村長名による同意文書の取得・提出が求められる。

# 関係省庁との事前調整

- ◆対象区分・府省庁ごとに事前調整を実施する必要がある。
- ◆兵庫県の場合、**約半年かけて6省庁\*と27区分・39事業の調整**を行い、計画を策定。

※文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、消防庁、警察庁の**各事業担当課**  
(一括の窓口はない)

(様式B)

## 関係省庁調整状況調書

(兵庫県計画から抜粋)

都道府県名: 兵庫県  
担当課名: 企画県民部 防災企画局 防災企画課  
は記入不要

担当者名:  
TEL(直通):  
e-mail:

(令和4年1月12日修正分)

区分	事業計上の有無	調整完了日	備考
1号 避難地			
農林水産省 分	-	-	-
国土交通省 分	○	①R3.7.14 ②R3.11.11 ③R3.6.30	①防災・安全交付金事業(都市公園・緑地等事業)(柳池総合公園) ②社会資本整備総合交付金(まちなかウォークラブル推進事業) ③(※神戸市分)都市構造再編集中支援事業 他
2号 避難路			
農林水産省 分	○	①R3.7.20 ②R3.7.14	①農道 ②林道(地方創生推進交付金(地方創生道整備推進交付金))
国土交通省 分	○	R3.7.19	街路事業(市町)、住宅市街地総合整備事業(拠点型)、土地区画整理事業
3号 消防用施設			
農林水産省 分	-	-	-
国土交通省 分	-	-	-
消防庁 分	○	R3.8.24	高機能消防指令センター総合整備事業、災害対応特殊水槽付消防ポンプ車 他
4号 消防活動用道路			
農林水産省 分	-	-	-
国土交通省 分	○	R3.7.19	街路事業(市町)
5号 緊急輸送道路等			
5号-1 緊急輸送道路			
農林水産省 分	-	-	-
国土交通省 分	○	①R3.7.19・R3.8.6 ②R3.9月 ③R3.7.19	①街路事業(県)、道路事業(道路改良事業、橋梁架替、橋梁耐震補強、法面防災対策) ②姫路市都市構造再編集中支援事業(姫路停車場線) ③(※神戸市分)道路事業・街路事業

(以下省略)

# 支障②：事業の進捗状況等の管理が負担

◆計画に記載した全個別事業について、毎年度国による詳細な進捗管理(入札・設計変更による増減額等も含む)が求められ、県・市町ともに回答作成に係る業務負担が大きい。

府政防1046号  
令和3年10月14日

各都道府県  
地震防災緊急事業五箇年計画担当部長 殿

内閣府政策統括官(防災担当) 付  
参事官(防災計画担当)  
(公 印 省 略)

第5次地震防災緊急事業五箇年計画に係る事業の進捗状況等について(照会)

地震防災行政の推進につきましては、平素から格別の御高配をいただきありがとうございます。  
3

さて、地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に係る事業の進捗状況(令和2年度末時点)について、下記の様式1、2により提出願います。

なお、この結果をもとに公表資料を作成しますので、あらかじめ御了承願います。

記

- 送付資料
  - 記載要領
  - 調査票(様式1、2)
  - 【参考】地震防災緊急事業五箇年計画の概要事業量等(令和元年度末現在)
- 提出資料
  - 第5次五箇年計画事業進捗状況(事業費ベース)調査票(様式1)
  - 第5次五箇年計画事業進捗状況(事業量ベース)調査票(様式2)
- 提出方法  
電子メールによりデータの提出をお願いします(紙文書提出不要)。
- 提出期限  
令和3年12月15日(水)

## 【照会の目的】

調査結果は、防災白書において「地震防災緊急事業五箇年計画の概算事業量等」として公表されるが、

・全都道府県が計画を策定する前提になっているのではないか。(実質的に義務化)

## 【照会の内容】

事業量ベースと事業費ベース両方の回答、事業費については入札・設計変更等による増減額等も求められているが、

・事業の進捗は事業費ベースのみで把握できるのではないかと。

・全都道府県のデータを合計で示す※のであれば、個別事業の入札・設計変更等による増減額等を把握する必要はないのではないかと。 ※p7の防災白書附属資料参照

・事業量や事業費は国庫補助の実績報告でも把握できるのではないかと。

# 進捗状況等において報告する内容

- ◆1号～19号の事業種別・省庁別に、県及び県内市町の個別を積み上げて報告している。  
(事業費や事業量は、補助事業実績報告においても把握可能な内容)

## 【記載項目(事業費ベース)】

- ①入札等による減額事業(計画事業費、入札等減額分、実施事業費)
- ②設計変更等による増額事業(計画事業費、設計変更等増額分、実施事業費)
- ③その他の事業(計画事業費、実施事業費)
- ④計画事業費(全体)、国費の額
- ⑤実施事業費(全体)、国費の額、嵩上げ額
- ⑥進捗率

区分	① 入札等による減額事業(A)			② 設計変更等による増額事業(B)			③ その他の事業(A&B以外) 設計・新結果等により中止 ののではない事業(C)			全体(T=A+B+C+D)						⑥ 進捗率			
	計画 事業費	入札等 減額分 (修正事業費)	実施 事業費	計画 事業費	設計変更等 増額分 (修正事業費)	実施 事業費	計画 事業費	実施 事業費	計画 事業費	④ 計画 事業費	うち国費	修正計画 事業費1	修正計画 事業費2	⑤ 実施 事業費	うち国費	うち嵩上げ額	進捗率 (算出方法①)	修正進捗率 (算出方法②)	修正進捗率 (算出方法③)
	※R2年度末時点 (A1)	※R2年度末時点 (A2)	※R2年度末時点 (A3)	※R2年度末時点 (B1)	※R2年度末時点 (B2)	※R2年度末時点 (B3)	※R2年度末時点 (C1)	※R2年度末時点 (C3)	※R2年度末時点 (D1)	※R2年度末時点 (T1)	※R2年度末時点	(T21=A2+B2 +C1+D1)	(T22=A2 -B2+C1)	※R2年度末時点 (T3)	※R2年度末時点	※R2年度末時点	(T3/T1)	(T3/T21)	(T3/T22)
1号 道路地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	-
農林水産省 分																	#DIV/0!	#DIV/0!	-
国土交通省 分																	#DIV/0!	#DIV/0!	-
2号 道路路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	-
農林水産省 分																	#DIV/0!	#DIV/0!	-

## 【記載項目(事業量ベース)】

- ①計画計上した事業量(ha、km、箇所等)
- ②実施した事業量(同上)
- ③進捗率

区分	① 計画計上した事業(計画) ※R2年度末時点の内容		② 実施した事業(実績) ※R2年度末時点				③ 進捗率	
	事業量 (a)		事業量① (b)	事業量② (c)	事業量①ベース (b)/(a)	事業量②ベース (c)/(a)		
1号 道路地	0.00	ha	0.00	ha	0.00	ha	#DIV/0!	#DIV/0!
農林水産省 分		ha		ha		ha	#DIV/0!	#DIV/0!
国土交通省 分		ha		ha		ha	#DIV/0!	#DIV/0!
2号 道路路	0.00	km	0.00	km	0.00	km	#DIV/0!	#DIV/0!
農林水産省 分		km		km		km	#DIV/0!	#DIV/0!
国土交通省 分		km		km		km	#DIV/0!	#DIV/0!

# 【参考】進捗状況の公表（令和4年防災白書）

## ◆計画の進捗状況は、防災白書の附属資料として公表されている（全国の数値を合算）。

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成7年7月に「地震防災対策特別措置法」が施行された。この法律により、都道府県知事は、著しい地震災害が生じるおそれがあると認められる地区について、「地震防災緊急事業5箇年計画」を作成することができることとなり、同計画に基づく事業の一部については、国庫補助率の嵩上げ措置を受けられることになる。

これまで、5次にわたり同計画が都道府県知事により作成され、地震防災緊急事業が実施されてきた。

同計画は、地震防災上緊急に整備すべき29施設等に関して作成される5か年間の計画であり、作成しようとするときは関係市町村の意見を聴いた上で、内閣総理大臣の同意を受けることとされている。

5次にわたる計画における事業量等の概算は、以下の表のとおり。

（全都道府県・令和2年度末現在、単位：百万円）

区分	第1次5箇年計画（平成8～12年度）			第2次5箇年計画（平成13～17年度）				第3次5箇年計画（平成18～22年度）				第4次5箇年計画（平成23～27年度）				第5次5箇年計画（平成28～令和2年度）			
	計画額 (a)	実績額 (b)	進捗率 (b)/(a)	事業規模 (c)	計画額 (d)	実績額 (e)	進捗率 (e)/(d)	事業規模 (f)	計画額 (g)	実績額 (h)	進捗率 (h)/(g)	事業規模 (i)	計画額 (j)	実績額 (k)	進捗率 (k)/(j)	事業規模 (l)	計画額 (m)	実績額 (n)	進捗率 (n)/(m)
1号 盛増地	1,462,542	959,276	65.6%	3,168 ha	931,413	543,233	58.3%	2,515 ha	488,257	400,283	82.0%	1,456 ha	305,490	257,218	84.2%	1,090 ha	286,744	222,144	77.5%
2号 避難路	1,481,509	1,105,639	74.6%	2,601 km	1,188,051	900,446	75.8%	1,405 km	952,865	625,957	65.7%	897 km	1,336,465	781,628	58.5%	601 km	832,907	613,192	73.6%
3号 消防用施設	917,213	697,667	76.0%	28,153箇所	540,784	297,301	55.0%	21,039箇所	448,460	246,745	55.0%	20,052箇所	677,209	472,644	69.8%	18,421箇所	442,422	335,743	75.9%
4号 消防用道路	168,387	128,163	76.1%	161 km	119,329	92,958	77.9%	102 km	46,719	49,136	105.2%	56 km	23,506	19,998	85.1%	29 km	24,167	19,265	79.7%
5号 緊急輸送道路等	6,067,258	5,719,897	94.3%	3,920 km	4,998,577	4,067,023	81.4%	2,552 km	3,557,657	3,106,165	87.3%	2,191 km	2,584,039	2,279,595	88.2%	2,189 km	2,627,436	2,601,846	99.0%
5号-1 緊急輸送道路	5,555,626	5,355,365	96.4%	3,448基	16,855	8,473	50.3%	2,439基	9,242	6,844	74.0%	4,837箇所	15,464	12,214	79.0%	6,458箇所	21,854	13,750	62.9%
5号-2 緊急輸送交通特別施設	23,900	21,017	87.9%	1箇所	550	387	70.4%	0箇所	0	0	-	2箇所	117	78	66.7%	0箇所	0	0	-
5号-3 緊急輸送ヘリポート	6,327	2,094	33.1%	113箇所	181,503	119,869	66.0%	100箇所	198,676	136,895	68.9%	77箇所	153,101	133,801	87.4%	46箇所	75,612	54,542	72.1%
5号-4 緊急輸送港湾施設	359,671	237,940	66.2%	73箇所	70,423	46,387	65.9%	43箇所	47,594	41,558	87.3%	26箇所	20,843	17,652	84.7%	24箇所	20,012	19,008	95.0%
5号-5 緊急輸送港湾施設	121,734	103,481	85.0%	844 km	394,948	257,890	65.3%	591 km	259,420	175,571	67.7%	471 km	255,017	208,175	81.6%	485 km	274,331	261,466	95.3%
6号 共同溝等	261,385	275,928	105.6%	115施設	391,016	277,721	71.0%	95施設	239,424	150,877	63.0%	219施設	689,917	506,681	73.4%	75施設	243,765	239,519	98.3%
7号 医療機関	784,899	526,548	67.1%	857施設	280,028	176,408	63.0%	521施設	114,756	56,400	49.1%	681施設	126,275	98,772	78.2%	254施設	46,324	28,821	62.2%
8号 社会福祉施設	482,317	219,940	45.5%	-	-	-	-	956学校	35,198	20,704	20.1%	1,159学校	54,480	27,203	49.9%	266学校	24,385	12,367	50.7%
8の2号 公立幼稚園	-	-	-	5,840学校	1,078,849	594,777	55.1%	16,256学校	3,077,544	1,399,624	45.5%	13,612学校	2,322,751	1,631,920	70.3%	1,233学校	381,065	285,895	75.0%
9号 公立小中学校等	1,359,672	765,344	56.3%	114学校	32,894	12,070	37.0%	264学校	56,834	23,262	40.9%	199学校	43,173	29,955	69.4%	5学校	5,293	3,957	74.8%
10号 公立特別支援学校	84,577	29,685	35.1%	29施設	2,662	1,199	45.0%	670施設	62,975	24,429	38.8%	1,737施設	369,417	209,134	56.6%	743施設	272,033	194,526	71.5%
11号 公的建築物等	24,169	5,267	21.8%	334箇所	272,744	225,598	82.7%	491箇所	237,787	182,911	76.9%	687箇所	345,184	302,195	87.5%	812箇所	652,554	584,092	89.5%
12号 海岸・河川施設	235,666	187,310	79.5%	215箇所	196,496	146,699	74.7%	423箇所	187,407	146,044	77.9%	525箇所	229,583	184,601	80.4%	581箇所	359,579	325,025	90.4%
12号-1 海岸保全施設	140,865	109,501	77.7%	119箇所	76,248	78,899	103.5%	68箇所	50,380	36,867	73.2%	162箇所	115,601	117,594	101.7%	231箇所	292,975	259,067	88.4%
12号-2 河川管理施設	94,821	77,809	82.1%	14,332箇所	1,622,048	1,339,438	82.6%	10,504箇所	1,069,686	976,742	91.3%	9,327箇所	845,288	786,324	93.0%	9,130箇所	927,623	942,540	101.6%
13号 砂防設備等	1,729,574	1,702,042	98.4%	2,278箇所	436,635	409,636	93.8%	2,023箇所	354,972	325,910	91.8%	2,063箇所	303,286	257,665	85.0%	1,854箇所	285,869	315,200	110.3%
13号-1 砂防設備	268,151	247,050	92.1%	5,583箇所	330,719	263,907	79.8%	3,673箇所	210,861	202,999	95.9%	2,683箇所	146,012	173,261	118.7%	2,762箇所	173,877	178,676	102.8%
13号-2 保安施設	409,216	469,126	114.6%	1,651箇所	275,558	219,200	79.5%	1,151箇所	158,479	160,883	101.5%	849箇所	119,025	109,130	91.7%	718箇所	94,636	92,178	97.4%
13号-3 地すべり防止施設	359,433	356,531	99.2%	3,568箇所	446,098	356,530	79.9%	2,500箇所	244,461	220,779	90.3%	2,629箇所	193,935	185,729	95.8%	1,917箇所	195,522	201,909	103.3%
13号-4 崩壊斜面崩壊防止施設	522,261	497,690	95.3%	1,252箇所	133,038	90,165	67.8%	1,147箇所	100,913	66,870	66.3%	1,103箇所	83,029	60,539	72.9%	1,879箇所	177,219	154,577	87.0%
13号-5 たため池	170,513	131,645	77.2%	121箇所	81,642	40,342	49.4%	78箇所	60,905	34,277	56.3%	161箇所	90,683	68,591	75.6%	125箇所	106,287	82,116	77.3%
14号 地域防災拠点施設	162,319	102,857	63.4%	1,702箇所	126,944	38,693	30.5%	5,844箇所	239,525	78,112	32.6%	8,777箇所	190,612	105,334	55.3%	9,134箇所	173,526	118,549	68.3%
15号 防災行政無線設備	224,276	126,236	56.3%	444箇所	89,822	55,599	61.9%	405箇所	142,958	72,142	50.5%	517箇所	121,728	93,437	76.8%	455箇所	125,379	97,965	78.1%
16号 飲料水施設・電源施設等	221,622	126,320	57.0%	437箇所	10,338	5,292	51.2%	296箇所	4,081	838	20.5%	650箇所	7,053	3,968	56.3%	458箇所	10,822	7,177	66.3%
17号 備蓄倉庫	17,763	8,028	45.2%	610組	1,133	687	60.6%	515組	314	262	83.4%	304組	891	161	18.0%	29組	150	70	46.7%
18号 広域連携設備	3,595	659	18.3%	6,960 ha	1,725,532	916,981	53.1%	7,839 ha	846,197	563,811	66.6%	12,156 ha	501,836	340,080	67.8%	12,685 ha	434,409	238,108	54.8%
19号 老朽住宅密集市街地	2,814,605	1,431,714	50.9%	14,157,285	10,018,773	70.8%	12,197,074	8,359,916	68.5%	11,080,537	8,386,758	75.7%	8,009,099	6,976,657	87.1%				

注) 1. 第5次5箇年計画（平成28～令和2年度）の内容は、令和2年度末現在のものである。  
 2. 各事業費には、もっぱら地震防災のみを目的とした事業だけでなく、都市基盤整備等、他の政策目的ではあるが地震防災政策上有効な事業の全体の事業費を計上している。  
 3. 公立特別支援学校は、平成18年度までは公立盲学校、ろう学校又は養護学校である。  
 出典：内閣府資料

# 求める措置

◆補助率のかさ上げ対象事業であるか否かを問わず、計画策定時の国との下調整・協議及び内閣総理大臣による同意を不要とすること。

## 【理由】

・整備に係る緊急性の判断は、地域の実情を把握している都道府県が行うことが望ましく、策定が任意である計画に国の同意を求める必要性が乏しい。

## 【効果】

◎計画策定に伴う負担軽減、策定の迅速化が図られる。

16

◆計画に記載した全個別事業の進捗管理を簡素化すること。

(例1)事業量ベースの進捗管理をやめ、事業費ベースのみとする

(例2)入札・設計変更等による増減額の記載をやめ、計画事業費と実施事業費のみの比較とする

## 【理由】

・入札・設計変更等の途中経過を詳細に報告する必要性が乏しい。  
・国庫補助の実績報告において、事業費・事業量及びその他詳細な情報を把握可能。

## 【効果】

◎進捗管理に伴う負担軽減が図られる。